

令和7年度採用 山梨県公立学校教員選考検査

特別支援学校（専門）問題

「始め」という合図があるまで、このページ以外のところを見てはいけません。

注 意

- 1 この問題は4問4ページで、時間は25分です。
- 2 解答用紙は、別紙で配付します。「始め」の合図で始めてください。
- 3 解答は、それぞれの問題の指示に従って解答用紙に記入してください。
- 4 「やめ」の合図があったら、すぐやめて係の指示に従ってください。
- 5 解答用紙を持ち出してはいけません。

特別支援学校 専門

1 次の(1)、(2)の問いに答えよ。

- (1) 次の文章は、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)(平成 30 年 3 月)第 4 章第 1 節及び特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編(上)(高等部)(平成 31 年 2 月)第 5 章第 1 節の一部を抜粋したものである。A～E に当てはまる語句を下のア～コからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。

- 小学校等の各学校段階のすべての教科等において育成を目指す(A)の三つの柱に基づき、各教科の目標や内容が整理されたことを踏まえ、知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について、小学校等の各教科の目標や内容との(B)・関連性を整理することが必要であること。
(中略)
- 各学部間での円滑な接続を図るため、現行では 1 つの段階で示されている中学部について、新たに 2 つの段階を設けるとともに、各段階間の(C)の視点から内容の充実を図ること。
(中略)
- 小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、児童の実態等を考慮のうえ、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について(D)に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動の内容を加えることができるようにすることが適当であること。
- 障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、既に当該各部の各教科における段階の目標を達成しているなど、特に必要な場合には、(E)に基づき、当該各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようにすることが適当であること。

- | | | | |
|-------------|-------|-------|---------|
| ア 個別の教育支援計画 | イ 共通性 | ウ 系統性 | エ 資質・能力 |
| オ 個別の指導計画 | カ 創造性 | キ 体験的 | ク 組織的 |
| ケ 知識・技能 | コ 連続性 | | |

- (2) 次の①～⑤の文について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）第2章第1節及び第2節、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）第2章第1節の一部を抜粋したものと正しければ○、誤りであれば×を記せ。

ただし、〔 〕内は特別支援学校高等部学習指導要領によるものである。

- ① 【聴覚障害者】児童〔生徒〕の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、白杖及び指文字等を適切に活用して、発表や児童〔生徒〕同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な〔正確かつ効率的に〕意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- ② 【聴覚障害者】児童〔生徒〕の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童〔生徒〕の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- ③ 【聴覚障害者】視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- ④ 【肢体不自由者】児童〔生徒〕の身体の動きの状態や認知の特性、各教科〔・科目〕の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、すべての事項に時間を均等に配当して指導すること。
- ⑤ 【肢体不自由者】児童〔生徒〕の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

- 2 次の(1)～(5)の文について最も関連のあるものを記せ。

- (1) 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害
- (2) 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的とする学習
- (3) 何らかの原因により、言語やコミュニケーション生活に困難を感じている人とその家族がよりよい言語生活を営めるようになることを目的におこなう専門的な相談、評価、指導をおこなっている職種
- (4) 音楽を聴く、演奏する、音楽に合わせて身体運動をするなど、音楽をおもな手段として治療を行う様々な技法の総称
- (5) 盲人用触読文字である6点点字を考案した人物

3 次の(1)、(2)の問いに答えよ。

- (1) 次の①、②の文章は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)の一部である。①のA～Cに当てはまる語句を下のア～カからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。また、②のI、IIに当てはまる語句を記せ。

① 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・(A)していくことができる社会である。それは、誰もが相互に(B)と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える(C)参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

(中略)

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

② 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ(I)場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・(II)を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

ア 個別 イ 人格 ウ 協力 エ 全員 オ 権利 カ 貢献

- (2) 次のア～オは、「特別支援教育の推進について(通知)」(平成19年4月文部科学省)で示された内容について述べたものである。正しいものをすべて選び、記号で答えよ。

- ア 特別支援教育コーディネーターは、各校における特別支援教育の推進のため、校内委員会・校内研修の企画・運営の役割のみを担う。
- イ いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなども十分留意する必要がある。
- ウ 特別支援教育に関する支援員等の活用に当たっては、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。
- エ 交流及び共同学習は、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会にもなる。
- オ 入学試験やその他試験などの評価を実施する際は、障害の有無に関わらず全員が同じ条件下で実施しなければならない。

4

次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）に示されている視覚障害者である児童〔生徒〕に対する教育を行う特別支援学校の各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たり、配慮する事項の一部を抜粋したものである。次の（1）～（2）の問いに答えよ。ただし、〔 〕内は特別支援学校高等部学習指導要領によるものである。

4 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、（ A ）教材、（ B ）教材及び（ C ）教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童〔生徒〕が容易に〔効率的に多様な〕情報を収集・整理し、（ D ）な学習ができるようにするなど、児童〔生徒〕の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

- （1） A～Dに当てはまる語句を記せ。
- （2） 上の文の他に視覚障害者である児童〔生徒〕に対する教育を行う特別支援学校の配慮事項として述べられているものを3つ記せ。